

令和五年三月十七日付け徳島県報第五百六十一号徳島県公安委員会規則第二号中次のと
おり訂正

ページ	行	誤	正
一	十五	、第二十三号	及び第二十三号
二	二十二 ～ 二十三	「捜査」を「対策」	「国際犯罪捜査」を「国際犯罪対策」